

平成 20 年第 3 回土別市議会臨時会会議録

平成 20 年 5 月 13 日 (火)

午前 10 時 00 分 開会

午前 11 時 11 分 閉会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 副議長の辞職

日程追加 選挙第 1 号 副議長の選挙

日程第 3 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

日程第 4 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の選任

日程第 5 選挙第 2 号 土別地方消防事務組合議会議員の補欠選挙

日程第 6 議案第 43 号 監査委員の選任について

日程第 7 議案第 44 号 土別市税条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第 45 号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 46 号 平成 20 年度土別市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 9 議席の一部変更

閉会宣告

出席議員 (21 名)

副議長	1 番	池田 亨 君	3 番	伊藤 隆雄 君
	4 番	井上 久嗣 君	5 番	丹 正臣 君
	6 番	粥川 章 君	7 番	小池 浩美 君
	8 番	柿崎 由美子 君	9 番	平野 洋一 君
10 番		足利 光治 君	11 番	遠山 昭二 君
12 番		岡崎 治夫 君	13 番	谷口 隆徳 君
14 番		山田 道行 君	15 番	田宮 正秋 君
16 番		斉藤 昇 君	17 番	山居 忠彰 君
18 番		牧野 勇司 君	19 番	菅原 清一郎 君
20 番		中村 稔 君	21 番	神田 壽昭 君
議長	22 番	岡田 久俊 君		

出席説明員

市 長 田 効子 進 君 副 市 長 相 山 慎 二 君

副市長	瀧上敬司君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	鈴木久典君
市民部長	安川登志男君	保健福祉部長	宮沢勝己君
経済部長	相山佳則君	建設水道部長	土岐浩二君
朝日総合支所長	城守正廣君		
市立病院事務局長	吉田博行君		
教育委員会 委員長	佐々木正雄君	教育委員会 教育長	朝日保君
教育委員会 教育部長	辻正信君		
農業委員会会長	松川英一君	農業委員会 事務局 長	伊藤暁君
監査委員	三原紘隆君	監査委員 事務局 長	谷口春三君

事務局出席者

議会事務局長	辻本幸慈君	議会事務局 総務課長	藤田功君
議会事務局 総務課主幹	浅利知充君	議会事務局 総務課主事	中井聖子君
議会事務局 総務課主事	岡村慎哉君		

(午前 10 時 00 分 開会)

議長(岡田久俊君) 平成 20 年第 3 回臨時会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) 本臨時会の会議録署名議員には、18 番 牧野勇司議員、19 番 菅原清一郎議員、21 番 神田壽昭議員を指名いたします。

議長(岡田久俊君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第 4 3 号 監査委員の選任について

議案第 4 4 号 土別市税条例の一部を改正する条例について

議案第 4 5 号 土別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 4 6 号 平成 20 年度土別市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

2. 議員の派遣についての報告は次のとおりである。

(1) 北海道市議会議長会定期総会

ア. 派遣場所 北広島市

イ. 派遣期間 平成 20 年 4 月 24 日から 25 日

ウ. 派遣議員 岡田議長、山居副議長

3. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市 長 田 苅 子 進 副 市 長 相 山 慎 二

副 市 長 瀧 上 敬 司 総務部長(併)
選挙管理委員会 鈴木久典
事務局 長

市 民 部 長 安 川 登 志 男 保 健 福 祉 部 長 宮 澤 勝 己

経 済 部 長	相 山 佳 則	建 設 水 道 部 長	土 岐 浩 二
朝日総合支所長	城 守 正 廣	市立病院事務局長	吉 田 博 行
総 務 部 次 長 兼財政課長(併) 選挙管理委員会 事務局次長	三 好 信 之	企 画 振 興 室 長 兼 企 画 課 長	林 浩 二
市 民 部 次 長 兼環境生活課長	有 馬 芳 孝	保 健 福 祉 部 次 長 兼 福 祉 課 長	西 崎 貞 一
保 健 福 祉 部 コスモス苑所長 兼コスモスデイサー センター所長	稲 澤 要	経 済 部 次 長 兼商工労働観光課長	織 田 勝
経 済 部 国 営 農 地 再 編 推 進 室 長	鈴 木 静 男	建 設 水 道 部 次 長 兼 建 築 課 長	富 田 強
朝日総合支所次長 兼地域振興課長	川 越 一 男	市立病院事務局次長 兼 総 務 課 長	山 本 良 文
会 計 室 長	川 原 正 樹	総 務 課 長 (併) 選挙管理委員会 選挙課長	出 合 孝 司
市 民 課 長	小 山 内 弘 司	税 務 課 長	高 橋 哲 司
市 民 課 主 幹	佐 々 木 幸 美	税 務 課 主 幹	若 林 武 司
教 育 委 員 会 委 員 長	佐 々 木 正 雄	教 育 委 員 会 委員長職務代理者	尾 崎 学
教 育 委 員 会 教 育 長	朝 日 保	教 育 委 員 会 教 育 部 長	辻 正 信
教 育 委 員 会 教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	石 川 誠	農 業 委 員 会 会 長	松 川 英 一
農 業 委 員 会 会 長 職 務 代 理 者	平 進	農 業 委 員 会 事 務 局 長	伊 藤 暁
農 業 委 員 会 総 務 課 長	田 中 敏 宏	監 査 委 員	三 原 紘 隆

監査委員事務局長 谷口春三

4. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局長 辻本幸慈
議会事務局 藤田 功
総務課長

議会事務局 浅利知充
議会事務局 中井聖子
総務課主幹 総務課主事

議会事務局 岡村慎哉
総務課主事

以上報告する。

平成20年 5月13日

士別市議会議長 岡田久俊

議長（岡田久俊君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りと決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第2 副議長の辞職を議題に供します。

ここで、地方自治法第117条の規定により、山居忠彰副議長の退席を求めます。

（山居忠彰君退席）

議長（岡田久俊君） 本日付をもって、山居忠彰議員から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。山居忠彰議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、山居忠彰議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

（山居忠彰君着席）

議長（岡田久俊君） ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、副議長の選挙を行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、副議長の選挙を行うことに決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 選挙第1号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に池田 亨議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、議長において指名いたしました池田 亨議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました池田 亨議員が副議長に当選されました。

副議長に当選されました池田 亨議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

ここで、副議長に当選されました池田 亨議員より御挨拶がございます。

副議長（池田 亨君） （登壇） 一言御挨拶を申し上げます。

ただいまは、議員各位の指名推選により、本市議会の副議長に選ばれましたことは、この上ない光栄に存じますと同時に、責任の重大さも痛感し、身の引き締まる思いでございます。

浅学非才であります私が、はたして副議長の要職を十分に果たすことができるか、一抹の危惧がないわけではございません。議長は、経験豊富な岡田議長が御就任になっておられます。私は、法令に示されている副議長の職務の遂行を念頭に置きながらも、岡田議長の機微につき議会が公正に、かつ円満に運営されますように誠心誠意努力する所存でございます。

議員各位の変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますように心からお願いを申し上げまして、措辞ではございますが就任の御挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手） （降壇）

議長（岡田久俊君） 次に、日程第3、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

この選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議に諮って選任することとなっておりますので、直ちに常任委員会委員及び議会運営委員会委員の指名を事務局長から朗読いたします。

議会事務局長（辻本幸慈君） 常任委員会委員及び議会運営委員会委員の御氏名を申し上げます。

総務文教常任委員会委員、足利光治議員、柿崎由美子議員、神田壽昭議員、小池浩美議員、中村 稔議員、平野洋一議員、山田道行議員。

民生福祉常任委員会委員、池田 亨議員、岡崎治夫議員、粥川 章議員、斉藤 昇議員、田宮正秋議員、遠山昭二議員、牧野勇司議員。

経済建設常任委員会委員、伊藤隆雄議員、井上久嗣議員、岡田久俊議員、菅原清一郎議員、谷口隆徳議員、丹 正臣議員、山居忠彰議員。

議会運営委員会委員、足利光治議員、伊藤隆雄議員、井上久嗣議員、岡崎治夫議員、柿崎由美子議員、斉藤 昇議員、田宮正秋議員、遠山昭二議員。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） お諮りいたします。ただいま朗読のとおり選任いたしたいと思いを。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員及び議会運営委員会委員は、ただいま指名のとおり選任することに決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第 4、常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の選任を行います。

この選任については、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、議長が会議に諮って選任することとなっておりますので、直ちに正副委員長の指名を事務局長から朗読いたします。

議会事務局長（辻本幸慈君） 常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長の御氏名を申し上げます。

総務文教常任委員会、委員長、神田壽昭議員、副委員長、平野洋一議員。

民生福祉常任委員会、委員長、斉藤 昇議員、副委員長、粥川 章議員。

経済建設常任委員会、委員長、伊藤隆雄議員、副委員長、谷口隆徳議員。

議会運営委員会、委員長、遠山昭二議員、副委員長、岡崎治夫議員。

以上でございます。

議長（岡田久俊君） お諮りいたします。ただいま朗読のとおり選任いたしたいと思いを。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、常任委員会正副委員長及び議会運営委員会正副委員長は、ただいま指名のとおり選任することに決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第 5、選挙第 2 号 土別地方消防事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選によりたいと思いを。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いを。

す。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

土別地方消防事務組合議会議員に池田 亨議員、及び菅原清一郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました2名を土別地方消防事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました2名が土別地方消防事務組合議会議員に当選されました。

当選されました2名の議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議長(岡田久俊君) 次に、日程第6、議案第43号 監査委員の選任についてを議題に供します。

ここで、地方自治法第117条の規定により、中村 稔議員の退席を求めます。

(中村 稔君退席)

議長(岡田久俊君) 提案者の説明を求めます。田効子市長。

市長(田効子 進君) (登壇) ただいま議題となりました、議案第43号 監査委員の選任について、御説明申し上げます。

本日付けで辞任いたしました岡崎治夫氏の後任として、中村 稔氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める次第でございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(岡田久俊君) お諮りいたします。

本案については、原案に同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案同意と決定いたしました。

(中村 稔君着席)

議長(岡田久俊君) それでは、ただいま監査委員に選任同意となりました中村 稔議員より御挨拶がございます。

20番(中村 稔君) (登壇) 一言御挨拶を申し上げます。ただいま議員選出監査委員として市長から御推薦いただき、さらに議員各位の御賛同をいただきましたこと、身に余る光栄であるとともに、深く感謝を申し上げる次第であります。土別市は、本年、合併後の新市10カ年間にわたる総合計画を策定し、ゆるぐことのない都市基盤の構築を目指し、実施計画に基づき具現化に向け取り組まれるところでございます。このような状況下において監査委員が取り組むべく課題の重要性を考えます時、身の引き締まる思いでいっぱいあります。

不肖、私、選任いただいた以上、識見を有する監査委員さんとともに、監査委員という重責を担い精一杯努力していきたいと思っております。何とぞ、皆様の一層の御指導、御鞭撻をよろしくお願

い申し上げまして、簡単ではございますけれども就任にあたりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手) (降壇)

議長(岡田久俊君) 次に、日程第7、議案第44号 土別市税条例の一部を改正する条例についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長(田苅子 進君) (登壇) ただいま議題となりました、議案第44号 土別市税条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、平成20年4月30日に公布となりました、地方税法等の一部を改正する法律に基づき、市税条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正内容といたしましては、寄附金税制の拡充、並びに省エネ改修工事に対する固定資産税の減額措置の創設、さらには、住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入の3点であります。

まず、寄附金税制の拡充についてであります。寄附金控除を拡大することで、ふるさとなどに対し貢献または応援したいという個人が地方公共団体に寄附を行いやすくする、いわゆるふるさと納税制度にかかるもののほか、新たに地方公共団体が条例によって指定した財団・社団等の公益法人や認定NPO法人等に対する寄附金を控除の対象に追加するものであります。いずれも控除方式を所得控除から税額控除に改めるとともに、寄附金控除の上限額を総所得金額等の30%に引き上げ、適用下限額を5千円に引き下げるほか、さらに住民税所得割額の1割を限度として控除するもので、平成20年分の所得を対象として課税される平成21年度市民税から適用しようとするものであります。

なお、今回の地方公共団体に対する寄附金税制の拡充により、納税地以外へ寄附をするという機運が高まることが予想され、全国の自治体においてはふるさと寄附条例などを設け、特徴的な事業に対して地域住民以外にも寄附を募るといった動きが現れてきております。本市におきましても、土別市を全国的に発信する良い機会と捉えて、制度にふさわしい事業メニュー、周知の方法などを早急に決定し今後、議会に提案して参りたいと考えております。

次に、固定資産税につきましては、住宅の省エネ改修に伴う既存住宅に対する固定資産税の減額措置の創設であります。平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に、地球温暖化問題の対応や住宅性能の向上に資するための改修工事のうち、窓の改修工事に併せて、床、天井、壁のいずれかの断熱工事が行われ、一定の省エネ基準に適合している場合には、当該住宅の120平方メートル分までを限度として、翌年度分の固定資産税に限り税額から3分の1を減額するものであります。

また、公的年金受給者に対して、個人住民税を公的年金から特別徴収する制度が導入され、平成21年10月支給分から実施しようとするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。(降壇)

議長(岡田久俊君) 質疑に入ります。

御発言ございませんか。小池浩美議員。

7番(小池浩美君) 今、提案されましたさまざまな税の条例改正案の中で、特に公的年金等の所得にかかわる個人市民税の特別徴収、このことについて何点かお聞きしたいと思います。

これは、来年の10月から、65歳以上の年金を受け取っている人たちの住民税を、年金から天引きするというものです。今、後期高齢者医療制度、このことに関して国民の怒りが大きくなってこの時に、今度は税金を年金から天引きするというので、それでまたこの後に提案される予定です。議案第45号においても65歳から74歳までの国民健康保険税、これもまた年金天引きするという提案が控えておりますが、受け取る年金は年々目減りして、その上厚生労働省や社会保険庁の怠慢で本来ならば受け取るべき年金が次々と消えてしまっている、こういう問題が完全に解決もしていないのに、取るべきものは有無を言わず取っていくという、まさに血も涙もない非情な政治がまかり通っていると私は考えます。

そこでまず初めにお聞きするんですが、土別市において65歳以上の年金受給者で今回のこれの対象となる、住民税を天引きされるという対象者、市民は何人いらっしゃるのかということ。そしてもう一つは、この住民税を年金から天引きするという理由も明らかにしていただきたいと思えます。

議長（岡田久俊君） 高橋税務課長。

税務課長（高橋哲司君） お答えいたします。

対象者の関係でありますけれども、平成19年分の確定申告が終わりまして、平成20年度の市・道民税の課税ベースで申し上げますと、対象者数は7,060人で、このうち課税されると思われる方は1,417人で、約20%と推計しているところでございます。

あと、対象となる方ではありますが、65歳以上の公的年金受給者で介護保険料の特別徴収の対象になっている方で、当該年度の老齢基礎年金額が18万円以上で当該年度の初日に属する1月1日以降、引き続き住所を有している方が対象であります。

理由でありますけれども、公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、個人住民税におきましても公的年金からの特別徴収制度を導入したということでございます。以上でございます。

議長（岡田久俊君） 小池浩美議員。

7番（小池浩美君） 税金を納める人の便利さということを理由にしておりますが、これは余計なお世話だと私は思うんですけれども。それで、20年度には65歳以上の住民税非課税措置というものが完全に廃止されております。17年度までは65歳以上で合計の所得金額125万円以下の人の住民税は非課税だったのが、この20年度で完全に廃止となるということで、所得の低い人もみんな課税対象者になってしまうということですが、この住民税の所得割にせよ均等割にせよですね、実際に課税されるのは年金収入がいくらくらいからなのか教えていただきたいんですけれども。

議長（岡田久俊君） 若林税務課主幹。

税務課主幹（若林武司君） ただいまの小池議員の質問にお答えしたいと思います。

年金の部分で申しますと、年金の収入が330万円までは120万円の控除がございまして、それらを計算しますと均等割の非課税ということになりますと、所得で扶養家族がなければ28万円以下、扶養家族が1人いれば73万円以下については均等割の非課税という形になってございます。それから、所得割の非課税ということ言えば、扶養家族がなければ35万円以下、扶養家族が1人いる場合は102万円以下は所得割の非課税という形になってございます。以上でございます。

議長（岡田久俊君） 小池浩美議員。

7番（小池浩美君） 65歳以上で年金額が18万円未満の人は、年金から天引きしません、対象

外ですというふうになっていますが、今いろいろお聞きしましたら 18 万円というような金額がどこからも出てこないんですけれども、この 18 万円未満という設定ですね。これは何を根拠に 18 万円という金額が出てきたのかということをお教えいただきたいと思うんですけれども、法律の方では特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難と認める者については、特別徴収を行わないこととするというふうになっていきますので、具体的に 18 万円という数字は法律には出てきていないんですが、政令とかいろんなものにちゃんとこういうふうに出てきているのかどうか。この根拠をお教えいただきたいと思います。

議長（岡田久俊君） 有馬市民部次長。

市民部次長（有馬芳孝君） 年金からの特別徴収制度におきまして、著しく困難等で引き取りができない場合についてでございますけれども、あくまでも今回の地方税法の改正におきましては、いろいろ議論があるところではございますが、納税者の便宜上の関係等を配慮して原則年金から天引きをするということで、制度が特別徴収ということではいたっているところではございますが、個別のまず事情といたしましては、ただいまお話がございました年額 18 万円以下の者については特別徴収しない、あるいは住民票の関係、さらには引き取りをすることによりまして年金額そのものがなくなるような場合については、これは当然引き取りできませんので引き取りをしない、この 3 点につきまして第 1 号から第 3 号まで条例上載っております点が、まず個別の引けない理由となります。

それで、この 18 万円でございますけれども、現在引き取りが行われてございます介護保険法、あるいは後期高齢者医療制度におきます保険料の徴収関係が 18 万円というところをそのまま踏襲をしていくというふうにとらえているところではございます。法でまいりますと、この第 321 条 7 の 2 の第 1 項のことを御指摘していただいたのかと存じますが、特別な事情といえますのは道あるいは総務省等関係機関にお聞きをいたしましたところ、現在まで行われております給与所得の特別徴収、こういったものにおいて例示をされております事情等を勘案して全体的な各市町村における状況で判断をするというようなこととなりますが、基本的には特別徴収をするということでは理解をしていただきたいというふうな回答でございましたが、納税義務者の特別徴収額が全般的に著しく少ない、あるいは特別徴収にかかる納税義務者そのものが少ない、こういったことで、この場合は年金所得者が少ない、額が少ないということになるかと思いますが、徴収することによって大きな不都合と申しますか、本徴収に困難性を増す、あるいは便宜性を図ることにならないような場合については、給与所得の場合につきましても特別徴収をしないことができるということになっておりますので、こういったものを参考として考えていただきたいとことではございました。

先ほど御答弁をさせていただいた中で、千名を超える納税義務者数が全体の 20%ということ。あるいは、金額にいたしましてもかなりの大きな金額という形になりまして発生をすることになりますので、現在土別市で考えております対象者として 1,417 名、約 20%。あるいは、このうち市民税として納付していただく額が、およそ 5,900 万円ぐらいかなというふうには推測をしておりますので、人数あるいは額からいきますと著しく少ない人数あるいは額というふうにはちょっと現在のところ考えてございませぬので、全体的な特別徴収をしないということにはちょっとならないのかなというふうには考えているところでございます。

議長（岡田久俊君） 小池浩美議員。

7番(小池浩美君) 法律では、市町村の中に特別徴収対象年金所得者が少ないとか、その他の事情により徴収を行うことが適当でない認められる市町村においては、この年金天引きによらないことができるというふうになっておりますが、今、次長が説明されたことによりますと土別の場合は1,417人、これは少なくないということですね、そうしたら、結構多い対象人数だからここには当てはまらないという御説明だったと思いますけれども、できるだけ年金から天引きをしないような、そういう方策はないものかということで担当者はまずは考えていただきたいなと私は思うんですね。何もかにも、介護保険料も年金から天引きされ、それを突破口にして後期高齢者医療保険料が差し引かれると。そして今度は税金、そして国民健康保険税とこういうふうに次々、次々と差し引かれたら、低い年金の方は手元に何も残らないということになるわけですね。こういう現実をしっかりと考えていただきたいなと私は思うんですが。

それで、こういうやり方というのは、個人の財産をまず脅かすということ。国民の生存権を脅かすという、憲法第25条に反するんでないかと。そこまで私は思うんですがけれども、憲法のみならず、国民年金法という法律もあるんですけれどもこの制度の目的が、国民年金制度は日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基づき、老齢、障害、または死亡によって国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持、及び向上に寄与することを目的とする。こういうふうに定められております。

お聞きしたいんですけれども、今回のこの年金からの住民税の天引きというこのやり方は、憲法第25条及び国民年金法に反するんでないかと私は考えますが、お考えはどうでしょうか。お聞かせください。

議長(岡田久俊君) 安川市民部長。

市民部長(安川登志男君) お答えをいたします。

小池議員のおっしゃるとおり、私どもも心情的には少ない年金の中から介護保険、後期高齢者医療保険、及び後ほど提案されます国民健康保険、さらに市民税というものがこれまでの自主納付ということではなくて、特別徴収という形で最初から引かれるということについては、個々の市民の方の心情を考えるとこれまでの生活設計ですとか、そういう部分でも影響があるものというふうには存じてはおります。

そこで、その憲法あるいは国民年金法との関連でございますけれども、この関連につきましては平成17年7月に国会において論議をされておりました、障害年金や遺族年金は算定の標準となる所得金額に含まれていないという部分で、保険給付として支給された金銭を標準として公課をすること、それを差し引いたりすることについては、年金法にいう公租公課の禁止規定に違反するものではないという国会での考え方が示されているところでございます。また、さらにさかのぼりまして平成10年12月の国会におきましても、定額の年金からの特別徴収というのは日本国憲法の第25条の生存権に抵触するのではないかという質問に対しても、年金の受給権の保護の観点からしても格段の支障はないと。さらに年金の天引きは徴収方法の問題であって、年金からの天引きをしない場合であっても必要な保険料、税等はしっかりといただくという建前にはいささかも変わるものがないということから、年金からの天引きによって老後の所得保障としての年金制度の趣旨に問題があるということにはならないということで、再度国民の生存権の侵害にはあたらないという解釈が示されているものでありまして、今回の条例改正案はこういった国の考えの地方税法の改正に基づくものでありまして、この方向で公的年金からの明年10月からの天引き

について準備を進めてまいりたいというふうを考えているところでございます。以上です。
議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。小池浩美議員。

7番（小池浩美君） 議案第44号には反対したいと思えます。

寄附金控除の範囲の拡充の見直し及び新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告等々、その他の提案には賛成できるのですが、私は、今いろいろお聞きしました個人市民税における公的年金からの特別徴収、このことに関しては賛成できません。

反対理由を申し上げますけれども、まず個人住民税を公的年金から特別徴収する、すなわち公的年金から天引きするこの制度は、市民の財産である年金から市民の合意や納得なしに有無を言わず引き落とすものであり、後期高齢者医療保険料同様に賛成できません。しかも、市民は年金から住民税が天引きされることを十分に知らされていません。納付書であれ金融機関口座の引き落としとしてあれ、まじめに納めている市民にとっては、いきなり懐に手を突っ込まれ金品を収奪されるような不快感があります。本人の意向を踏まえずに、知らないうちに年金から天引きするのは、民主主義に反する行為です。また、年金の少ない市民にとっては、あれもこれも天引きされることは生活を脅かされ、健康で文化的な最低限度の生活をする権利が奪われることとなります。また、この制度の導入の理由では、税を納める市民の利便性をあげていますが、本当は税を集める側の利便性が最優先されております。このような理由から反対いたします。

議長（岡田久俊君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立（起立多数）〕

議長（岡田久俊君） 起立多数であります。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第8、議案第45号 士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、及び議案第46号 平成20年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）以上2案件を一括議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君） （登壇） ただいま議題となりました、議案第45号 士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、及び議案第46号 平成20年度士別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、一括してその概要を御説明申し上げます。

まず、士別市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険税の賦課区分に後期高齢者支援金分を新設するものであり、所得割を2.3%、資産割を4%、均等割を6千円、平等割を7千円といたすものであります。

また、この後期高齢者支援金等の賦課限度額につきましては、地方税法の改正により、法定限度額と同額の12万円といたすものであります。

次に介護分ではありますが、介護分税収と介護納付金支出の収支バランスの改善を図るため

に、平成 18 年度から段階的に介護分課税額の税率を改正いたしたところであり、平成 20 年度につきましては、現行所得割 1.6%を 2.5%に引き上げ、一方、被保険者 1 人当たりの均等割 7 千円を 6 千円に引き下げいたすものであります。

また、医療分につきましては、後期高齢者支援金分の新設及び介護分の引き上げに伴い、税率を引き下げるものであります。平成 20 年度につきましては、現行の所得割 9.5%を 5%に、資産割 40%を 36%に、被保険者 1 人当たりの均等割 2 万 2 千円を 1 万 7 千円、一世帯当たりの平等割 2 万 4 千円を 2 万円にそれぞれ引き下げ、医療分の賦課限度額につきましては、法定限度額と同額の 47 万円に改正するものであります。

次に、後期高齢者医療制度創設に伴う激変緩和措置として新たに軽減措置が講じられることとなり、世帯員が後期高齢者に移行することにより、国民健康保険加入者が単独で残る世帯については、その世帯に課税される医療分並びに後期高齢者支援金分の世帯別平等割について、半額に減額するものであります。

また、国民健康保険税につきましても個人住民税と同様に公的年金からの特別徴収制度が導入され、平成 20 年 10 月支給分から実施しようとするものであります。

次に、平成 20 年度土別市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。今回の補正は、税率の改正に伴い歳入予算の組み換えをいたすもので、新設された後期高齢者支援金分として 1 億 1,195 万円を増額するとともに、介護分を 776 万 8 千円増額する一方、医療分を 1 億 5,285 万 1 千円減額し、差し引き不足する 3,313 万 3 千円につきましては、国保支払準備基金繰入金を増額し対応いたすものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。（降壇）

議長（岡田久俊君） 質疑に入ります。

御発言ございませんか。斉藤 昇議員。

16 番（斉藤 昇君） 何点が質問したいと思います。

今、前の議案の中で小池議員も質問されておりましたけれども、年金額が年額 18 万円以上、だから 18 万円以下は年金から天引きをしないという問題がございますけれども。生活保護基準、これは 1 人世帯あるいは 2 人世帯、65 歳なら 2 人とも 65 歳以上でもいいし、生活保護基準はいくらになるでしょう。

議長（岡田久俊君） 小山内市民課長。

市民課長（小山内弘司君） お答えいたします。

老人 1 人世帯、70 歳以上の場合であれば、85 万 7,170 円になります。また、同じ老人 1 人世帯でも、65 歳以上 70 歳未満では、89 万 4,130 円となります。また、標準 3 人世帯、これは世帯主、配偶者、お子さんお 1 人と仮定いたしますと、最低生活費 182 万 5,390 円となるところであります。以上でございます。

議長（岡田久俊君） 斉藤 昇議員。

16 番（斉藤 昇君） そこで、国保に加入されている 65 歳以上 74 歳までの方々。所得の階層で言えば大体 50 万円以下とか、あるいは 100 万円以下とか 150 万円以下とか、こういうふうに分けながら、所得の階層、これは大体何人いるのか。特に知りたいのは、70 歳から 74 歳、それから 65 歳から 69 歳。70 歳の方で、1 人世帯で生活保護基準が 85 万 7 千円。それから、65 歳から 69 歳までで、89 万 4 千いくらというふうに答弁なさりましたけれども、この生活保護基準以下の入

数というのはどのくらいいらっしゃるものなのか、この際伺っておきたいと思います。

議長（岡田久俊君） 小山内市民課長。

市民課長（小山内弘司君） お答えいたします。

世帯状況等の部分でさまざまな事例がございますので、一概に65歳から70歳、75歳以上という数字はちょっととらまえてございません。ただいま御質問ありました中で、所得階層別といたしまして手元に数字があるのでお答えいたしたいと思います。19年度でございますけれども、所得別でいきますと、所得がないという方が1,720世帯、32.5%、50万円以下が914世帯、17.3%、100万円以下が608世帯、11.5%、ここまでの合計で約61.3%の世帯となっております。以上でございます。

議長（岡田久俊君） 斉藤 昇議員。

16番（斉藤 昇君） 所得がないと、こういうふうに答えた方というのは、これは所得がなくても保険税はかかるわけですよね。所得が一銭もなくても。これは、所得が一つもない人で、国民健康保険税というのはいくらかかることになりますか。

議長（岡田久俊君） 小山内市民課長。

市民課長（小山内弘司君） お答えいたします。

例えば、先ほど申し上げました老人1人世帯、70歳以上の場合ですと、国保税最低で年間1万5千円となります。また、先ほど申し上げました老人1人世帯、65歳以上70歳未満の方についても同様、年間額としては国保税1万5千円というふうになります。以上でございます。

議長（岡田久俊君） 斉藤 昇議員。

16番（斉藤 昇君） 結局、所得が100万円以下というのが今おっしゃったけれども、61.3%だと。6割以上の方ですよ。こういう人からも、結局は問答無用でどっちにしたって税金はとられるんだから、引き去りをやるんだってという傲慢不遜な態度ですよ、これは。私はね、例えば、銀行から引き去り、これはその人の納得、そして合意を得て銀行から引き去りをしているわけですよね。この税金を年金から天引きするというの、合意も何もありませんよ。そうであれば私は、急ぐことなく、例えば農家の人でありますと組勘から引かれてる、それから金融機関から引くという合意で引かれている。こういう人たちは年金からは天引きしないわけですよね。そうしますと、私はそういう納得と合意こそ市民の目線に立ってやるべきことではないかと、こう思うんだけど、そこのところどうお考えになるのかということ。

それから、先だって、遅れて国保税の年金特徴の概要ということで皆さん方送っていただきましたよね。それを見ても、結局人数でいきますと特別徴収の対象者は1,024世帯だと。そのうち、口座振替の該当が646世帯あると。それを差し引きすると378世帯の方が特別徴収で年金から天引きの対象になるんだと。こういうふうに言っているわけですよね。私はそれであれば、そういう人たちにもやはり合意を得て、銀行から引き去りをするような、そういうことなんかも親切にやるべきでないかと、こう思うんだけど、その辺の答弁と、滞納者数を減らすんだと。こういうことを言っているようだけれども、今の年齢階層、65歳から74歳まで、この階層の方たちというのは本当に低い年金の中でも生活保護に頼ることなく一生懸命頑張って生活もしていらっしゃる。この年齢で滞納者数というのはどのくらいいるんですか。全体の滞納者数と、65歳から75歳までの滞納者数、これはどのように押さえていらっしゃるでしょう。

議長（岡田久俊君） 小山内市民課長。

市民課長（小山内弘司君） お答えいたします。

初めに、年金徴収の関係でございますけれども、もし私どもで提案いたしております内容について議決いただければ、早速年金徴収に関して、先ほど議員が言われました 1,024 世帯について意向調査なりお知らせをするという形で実施をしてみたいと存じます。

次に、滞納者でございますけれども、平成 19 年度における年金特徴対象者の収納状況でございますけれども、現年未収が 35 人おられまして、そのうち 5 人が口座があるというようなことで情報をいただいております。なお、未納額は 175 万 5 千円くらいということになってございます。

滞納額でございますけれども、平成 18 年度では 3,272 万 6 千円、平成 19 年度では、これはまだ 4 月末現在の数字でございますけれども、3,836 万 7 千円というふうになってございます。また、滞納者につきましては平成 18 年度では 97 人、平成 19 年度では、これもまだ 4 月段階でございますけれども、約 237 人という数字になってございます。以上でございます。

議長（岡田久俊君） 齊藤 昇議員。

16 番（齊藤 昇君） 縷々質問もしてきたんだけど、あまりにも 18 万円というのは何の根拠かというふうに小池議員が聞いたんだけど、後期高齢者のやつと介護保険とかなんだかと、それと同じにただけだというようなね。そんなことで納得いくんですか。憲法第 25 条のそれぞれ生存権、生活保護というのは一体何で出すんですか。結局、健康で文化的な最低限度の生活を保障するという、そのもとで生活保護基準というのが決められて生活保護費を出すわけですよ。私はね、3 月の議会でも申し上げましたけれども、今、課長はこれが通ると早速意向調査もしてみるというふうに言いましたけれども、例えば、この 378 世帯の人たち、この人たちも先ほど私が申し上げたように、年金の天引きでなくて銀行からの引き去りなりそういうことなんかの選択肢、これをきっちりとやっぱり与えてお話し合いをする、それから親切な納税相談にももの、そして生活の実態をよくとらまえて、この人はやっぱり生活保護の適用になるんだというのであれば、そういうことも含めた相談に応じて、やっぱり市民の命や暮らしをしっかりと守るというのも地方自治体の最大の役割ですよ。住民福祉の向上を図っていくこと、これが地方自治法の本質、地方自治体の責務だと私は思うんです。だからこんなに、今度は住民税からなんか本当に税金どっちみち払うんだからなんて言いながら天引き、天引きなんていう。そしてそれも、親切な説明が何もなくて、今までやられてきているわけですよ。だから国民の怒りは、後期高齢者の医療制度を撤廃せよと。それから、野党はこの廃止のための法案を今出して、国会でも戦われることになってきているわけですよ。だから、自民党の内閣の支持率、20%にまで下がるなんていう事態が出てきている。それでも、素知らぬ顔で国民の痛みを耳を傾けない、こういう政治であってはならないというふうに本当に私も長いこと議員生活しているけれども、小泉首相からの三位一体の改革によって規制緩和の問題からなんからずっときて、これが今日を招いているんだと私は思うんです。

それで、先ほども申し上げましたけれども、本当にそういう納税相談でありますとか、そういう低所得者の人たち、弱い人たちの生活実態をしっかりと踏まえて、その生活を守っていくために力を尽くしてほしい。それから、生活保護やなんかの相談にも親切にのっていただく、そのために力を尽くしていただきたい。そう思うんだけど、いかがですか、理事者の皆さん。これは市長なり副市長なり、決意も含めて。こういう状況しかたないんだってということだけではなくて、そういうやっぱり親切なものとしてやっていただきたいということを 3 月の議会に引き続き

再度私は申し上げたいと思うんですけれども、いかがでしょう。

議長（岡田久俊君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君） 今、斉藤議員からいろいろお話がございました。お話にもありましたように3月の時点でもそういう、今、いろいろな制度がめまぐるしく変わっていく、そういった中で、なかなか住民の皆さん方にそういった情報が的確に伝わっていかない。それだけ複雑な制度になりすぎているという側面も、いろんな面であるわけでございます。そういった中で、今回の住民税、国保なんかの年金の天引きという新たな課題が出てまいりました。先般も、我々も市長を含めての議論の中でも、本当にこういうような形になったときに、仮に年金から引けなかったらどんなことになるんだとかいろいろな課題が出てくるのではないかと。住民の皆さん方が大変そういう面では不安をお持ちになっているということは確かでありますので、そういった面については親切、丁寧に制度の内容等々を説明して理解をしていただくという努力は、やっぱり住民に直接携わっている地方自治体が担っていかなければならないということは当然でございます。そういったことも含めまして、今御意見のありましたことを十分心にとめて、これから住民に対する説明を十分果たしていくとともに、信頼される市役所というものを構築していくために最大限これからも努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第45号及び議案第46号の2案件は、原案のとおり可決されました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第9、議席の一部変更を行ないます。

このたびの副議長の改選に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更いたしましたと思います。

1番 山居忠彰議員を17番に、17番 池田 亨議員を1番に、変更することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げたとおり議席の一部を変更することに決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

平成20年第3回臨時会は、これをもって閉会いたします。

御苦勞様でした。

（午前11時11分 閉会）